

提出用

給与支払報告にかかると所得者異動届出書 特別徴収

処理事項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
	特別徴収義務者指定番号
個人番号	

(1) 異動があった場合はすみやかに提出してください。 ◎ 指定番号と個人番号を必ず記入してください。

平成 年 月 日	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	印	特別徴収義務者指定番号		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	氏名	電話 () - 番
フリガナ		フリガナ		個人番号			氏名		
名称		名称					電話		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
フリガナ			円	円	円			<input type="checkbox"/> 下段届出書(3)は新勤務先で記載 <input type="checkbox"/> 中段(2)に記載一括徴収した税額の納入月を必ず記入してください。 <input type="checkbox"/> 後日、住所地の市町村から本人あてに納付書を送付します。	円
氏名	(旧姓)			<input type="text"/> 月分			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 会社解散 6. 死亡 7. その他	1. 特別徴収継続 (転勤) 2. 一括徴収 [残税額を退職者から全額徴収して納入する] 3. 普通徴収 [残税額を退職者本人が納付する]	控除社会保険料額
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			<input type="text"/> 月分					円
旧住所	1月1日現在の住所(必ず記入願います)								
新住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所								円

(2) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定月日	一括徴収税額上記(ウ)と同額
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出) 2. 異動が平成 年 1月 1日以降で特別徴収の継続の希望がないため			円
一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職者)		一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分(月 日納期限分)と合わせて納入します。	
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()			

市記入欄	異動事由			課税すべき年度
	41・42・43・44 45・46・47・74	48・49 75	61	処理 ・ ・ 担当
	済 始 月 期	済 月	済 始 月 月	

(3) 転勤等による特別徴収届出書 新勤務先の事業所を経由して、市町村長あてに送付してください。(左欄外参照)

月割額 _____円を _____月分から徴収し納入する。	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	印	特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		個人番号	
		名称		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話 () - 番
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称		納入書 (いずれかを 囲んでください)		要・不要

御注意

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「個人番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された個人番号を記入してください。
 転勤再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書(3)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
 一括徴収においては、通常の給与の支払から差し引くことができなくなった残りの税額を(ウ)未徴収税額に記入してください。
 印の欄は、届出者において記入する必要はありません。